

消防訓練礼式

礼 式 編

山梨県消防学校

目 次

第1章 礼式の目的	1
第2章 礼式の総則	
1 礼式の種別	2
2 適用	2
3 礼式の実施	2
第3章 敬礼	
第1節 通則	
1 敬礼の種類	3
2 敬礼の一般的事項	3
3 答礼	4
4 敬礼動作	4
第2節 各個の敬礼	
第1款 通則	
1 各個の敬礼	6
2 各個の省略	7
3 歩行中の敬礼	7
4 入室の場合	7
5 辞令等の受領又は提出の場合	8
6 命令若しくは諭告の受領または陳述若しくは申告の場合	10
7 訓授場、教養場等における場合	11
8 訓授中又は教養中若しくは作業中の場合	12
第2款 着帽時の敬礼	
1 敬礼の方式	12
2 最敬礼	12
3 挙手注目敬礼	13
4 姿勢を正す敬礼	13
第3款 脱帽時の敬礼	
1 敬礼の方式	13
2 最敬礼、姿勢を正す敬礼、15度の敬礼	14
第3節 部隊の敬礼	
第1款 通則	
1 部隊の敬礼	15
2 部隊の敬礼の方式	15

3	敬礼を行う単位	15
4	個々の隊員に対する敬礼	16
5	室内又は夜間の敬礼	16
第2款 停止間の敬礼		
1	停止間の場合	17
2	観閲の場合	17
3	音楽隊の場合	18
第3款 着帽時の敬礼		
第4款 脱帽時の敬礼		
1	敬礼の方式	18
2	最敬礼、姿勢を正す敬礼	19
第4節 旗の敬礼		
1	旗を持つ者の位置	20
2	旗の持ち方	20
第5節 その他		
1	隊員の呼称	22
2	上司との同行・車両の乗降	22
3	表彰式等における特例	22
第4章 儀式		
第1節 通則		
1	儀式	26
2	儀式の執行	26
第2節 観閲式		
1	観閲式を行なう場合	26
2	観閲式の隊形	27
3	観閲者の臨場及び退場・観閲における部隊の敬礼	28
4	その他の儀式	28

第1章 礼式の目的

(礼式の目的)

第3条

礼式の目的は、礼節を明らかにして、規律を正し、隊員の品位の向上を図るとともに、和衷協同して隊員の団結をきょう固にし、もって消防一体の実をあげることにある。

消防の活動は、常に部隊を基礎とした団体行動により実施される。迅速かつ的確な災害対応を行うためには、厳正な規律を保持し、階級に従い秩序ある行動をとることが求められる。

(1) 礼節を明らかにして、規律を正しくする。

礼節とは、「階級に従って礼儀と節度を明らかにする。」ことをいう。

階級に従い上下の秩序を保ち、指揮命令を厳守し、統一ある行動をとるようしなければならない。

(2) 品位の向上を図る。

清潔な服装、災害に臨む意欲に満ちた姿勢、厳正な態度は、市民に消防の存在の大きさを示し、安心感を与えることになる。

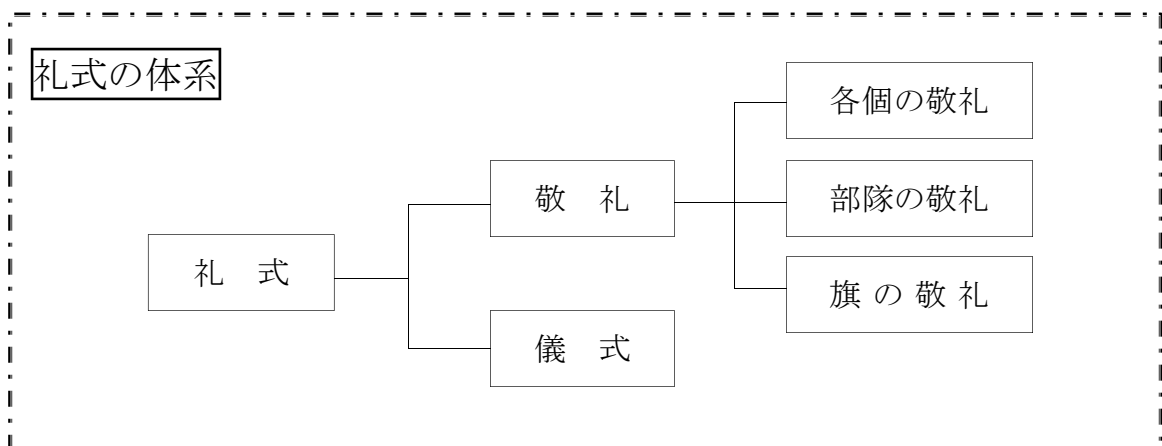
一つの服装の乱れが怪我や事故につながる場合があり、油断を排さなければならない。

消防職員・団員は、制服を身につけることができる立場に誇りを持ち、消防の品格を高める行動をとることが重要である。

(3) 和衷協同して隊員の団結をきょう固にする。

和衷協同とは、「心を同じくして共に力を合わせる。」という消防精神を象徴した言葉である。

「人命救助」「災害の防除」「災害による被害の軽減」など消防の任務を完遂するためには、隊員相互のきょう固な団結が不可欠である。



第2章 礼式の総則

1 礼式の種別

第137条

礼式は、隊員及び部隊の行なう敬礼及び儀式とする。

礼式は、「敬礼」と「儀式」に大別される。

敬礼の種類には、第140条に定められるとおり、「各個の敬礼」「部隊の敬礼」「旗の敬礼」がある。 [📖 3ページ](#)

儀式は、「観閲式、表彰式、祝賀式、葬送式、出初式、入校式及び卒業式等とする。(第191条)」となっている。

2 適用

第138条

本編の規定は、原則として制服を着用した隊員及び部隊に適用する。

礼式の規定は、原則として制服を着用した隊員及び部隊に適用されることが明記されている。ただし、制服を着用しない場合であっても、必要に応じて規定に準じた行動をとるものとする。

3 礼式の実施

第139条

礼式の実施に際しては、厳正明確を旨とし、隊員の規律と品位を保つように注意しなければならない。

敬礼の訓練や儀式の実施にあたっては、形式的とならないよう、「隊員の規律と品位を保つように注意」とともに、「消防一体の実をあげる(第3条)」という目的の実現につながるものとする。 [📖 1ページ](#)

POINT

- ※ 礼式は「敬礼」と「儀式」に大別される
- ※ 礼式の実施に際しては、厳正明確を旨として隊員の規律と品位を保つこと

第3章 敬礼

第1節 通則

1 敬礼の種類

第140条

敬礼は、各個の敬礼、部隊の敬礼及び旗の敬礼とする。

- 一 各個の敬礼とは、隊員が各個に行なう敬礼をいう。
- 二 部隊の敬礼とは、部隊が行なう敬礼をいう。
- 三 旗の敬礼とは、旗で行なう敬礼をいう。

各個の敬礼は、隊員が各自で行う敬礼であり、部隊の敬礼は、部隊を編成したときに行う敬礼であり、旗の敬礼は、消防機関や部隊の標識である旗で行う敬礼である。



各個の敬礼



部隊の敬礼



旗の敬礼

2 敬礼の一般的事項

第141条

敬礼は、別に各節に定めるもののほか、受礼者その他敬礼を行なうべきものを明らかに認め得る距離（おおむね5メートル）において相手に注目して行なう。

- 2 敬礼を行なうときは、答礼又は「直れ」の号令の終るのを待つてもとに復する。
- 3 敬礼を行なう場合において、敬礼を受ける者が答礼を行なわないものであるとき及び受礼者の答礼を待つことができないときは、適宜もとに復する。

敬礼は、受礼者等を「明らかに認め得る距離」（概ね5m）において、相手に正対、注目して行う。

敬礼は、受礼者の答礼または部隊における指揮者の「直れ」の号令により、基本の姿勢に復し終わるものとする。

第3項については、例外事項を定めたものであり、敬礼を行う者の裁量が示されている。

3 答礼

第142条

敬礼を受けた者は答礼を行なうものとする。

2 答礼の動作は、敬礼に準ずる。

敬礼を受けた者は、答礼を行わなければならないことを定めたものである。

答礼は、敬礼に準じた動作で行う。

部隊の敬礼に対する答礼は、室外における着帽時の要領で、挙手注目の敬礼で部隊の中央を見て、次に指揮者に注目したのち、左翼に至るまで舞台全体を見通し、部隊の中央に戻り、基本の姿勢に復して終わるものとする。

4 敬礼動作

第143条

敬礼動作は、別に各節において定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

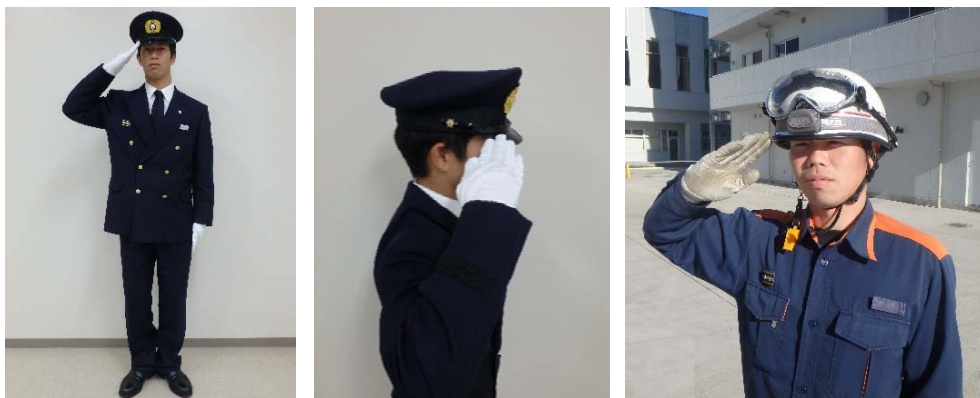
一 挙手注目の敬礼は、受礼者に向つて姿勢を正し、右手をあげ、指を接してのばし、ひとさし指と中指とを帽子の前ひさしの右端にあて、手のひらを少し外方に向け、ひじを肩の方向にほぼその高さにあげ、受礼者に注目して行なう。

二 最敬礼は、受礼者に向つて姿勢を正し、注目した後、上体をおおむね45度前に傾け頭を正しく保つて行なう。ただし、帽子を持っているときは、右手に前ひさしをつまみ、内部をももに向けて垂直にさげ、左手は、ももにつけてたれるものとする。

三 15度の敬礼は、上体をおおむね15度前に傾けて行なうほか、前号に準じて行なう。

四 かしら右（左、中）又は注目の敬礼の場合、指揮者は上体を受礼者に向け、挙手注目の敬礼を行ない、隊員は注目して行なう。ただし、頭を向ける角度は、おおむね45度を限度とする。

五 姿勢を正す敬礼は、基本の姿勢をとつて行なう。



挙手注目の敬礼



最敬礼



15度の敬礼



姿勢を正す敬礼



姿勢を正す敬礼



かしら右（左、中）又は注目の敬礼

この条文に定める敬礼動作は、基本の姿勢で行う。

ひさしのない帽子や保安帽（ヘルメット）を着用したときの挙手注目の敬礼は、右手示指先端を前額部右端から概ね2cm離れた位置に上げて行う。

第4号の敬礼において、受礼者等が移動するときは目迎目送するものとし、指揮者は上体を正対する方向にまわしていくが、頭を向ける角度は45度を限度とする。

POINT

- ※ 敬礼は「各個の敬礼」「部隊の敬礼」「旗の敬礼」に大別される
- ※ 各個の敬礼は隊員が各個に行なう敬礼である
- ※ 部隊の敬礼は部隊が行なう敬礼である
- ※ 旗の敬礼は旗で行なう敬礼である
- ※ 「挙手注目の敬礼」や「15度の敬礼」等、各敬礼動作を正しく身につけるとともに、用いる場面等についても理解しておくこと

第2節 各個の敬礼

第1款 通則

1 各個の敬礼

第144条

各個の敬礼は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 隊員は、特に定めがあるもののほか、上司に対して敬礼を行なう。
- 二 2人以上の上司に対する敬礼は、まずそのうちの最上級者に対して行ない、次に他の上司一同に対して行なう。ただし、最上級者が明らかでないときは上司一同に対して行なうものとする。
- 三 休憩中における上司に対する敬礼は、隊員各個に行なう。ただし、上司とともにあるときは、この限りでない。
- 四 同級者は、互に敬礼を行なう。
- 五 隊員は、国旗又は隊の標識である旗（以下「国旗等」という。）が隊の施設又は儀式の式場等において掲揚、降納される場合は、これに対して敬礼を行なう。
- 六 隊員は、隊員のひつぎ又は遺骨（以下「ひつぎ等」という。）に対して敬礼を行なう。

上司に対し、また同級者相互に敬意を表するため、敬礼の励行を定めたものである。

第5号で行う敬礼は、停止して行うものとする。（第146条） [📄 7ページ](#)

国旗等が掲揚、降納されるときは、挙手注目の敬礼、姿勢を正す敬礼及び注目の敬礼を行うものとする。第6号で行う敬礼は、最敬礼とする。 [📄 5ページ](#)

各個の敬礼の方式

方式	着帽時（第154条～第156条）	脱帽時（第157条～第160条）
挙手注目の敬礼 （第143条第1号）	<ul style="list-style-type: none">・国旗等が掲揚、降納される時・歩行中の時・室外で表彰等を受けるとき・室外で書類等を提出するとき・その他	
15度の敬礼 （第143条第3号）	右手を上げることができないとき または正規の方法によりがたいとき	<ul style="list-style-type: none">・室内で表彰等を受けるとき・室内で書類等を提出するとき・訓授場等における時・その他
姿勢を正す敬礼 （第143条第5号）	<ul style="list-style-type: none">・国歌に対するとき・その他	<ul style="list-style-type: none">・国歌に対するとき・国旗等が掲揚、降納される時・その他
最敬礼 （第143条第6号）	隊員の棺または遺骨に対するとき （脱帽して行う）	隊員の棺または遺骨に対するとき

2 敬礼の省略

第145条

隊員が制服を着用していない場合その他相手が受礼者であるかどうか確認できない場合は、敬礼を省略することができる。

2 隊員は、映画館、劇場、飲食店、船車等その他の場所で公衆が雑踏し敬礼を行なうことが困難な場合は、敬礼を省略することができる。

3 隊員は、次の各号に掲げる場合は、敬礼を行わないものとする。

一 上司に随従している場合において、当該上司が敬礼を受けるべきとき

二 車両等の操縦又は短艇その他の船舶の操だに従事しているとき

三 勤務、演習、訓練、作業等に従事している場合で、敬礼することがその任務遂行に支障があるとき

敬礼の省略について定めたものであるが、敬礼の本旨を理解した上で、敬礼が必要な場合は適宜行うものとする。

3 歩行中の敬礼

第146条

歩行中の隊員は、歩行のまま敬礼を行なうことができる。ただし、国旗等及び隊員のひつぎ等に対しては、停止して敬礼を行なうものとする。

歩行中は、挙手注目の敬礼（着帽時）、15度の敬礼（脱帽時）を行い、答礼によりもとに復するものとする。

4 入室の場合

第147条

入室のときは、職務の執行上支障ある場合を除き、室外において脱帽するものとする。

2 上司の室に入るときは、ノックし、在室者の応答を得た後、室内に入り、上司の席を離れることおおむね2メートルの位置で停止し敬礼を行なう。

3 上司の室を去るときは、前項に準じて敬礼を行なう。

4 前2項の場合において、在室の上司2人以上で主客の別あるときは、第144条第2号の規定にかかわらず、まず主たる上司に対して敬礼を行なう。

室内においては、帽子を着用しないものとする。

帽子の持ち方は、次に準ずることとする。

「・・・帽子を持つているときは、右手に前ひさしをつまみ、内部をももに向けて垂直にさげ（以下、省略）」（第143条第2号）

上司の席を離れること概ね2mの距離をとることを原則とするが、室内の状況により

適宜必要な距離をとるものとする。

第2号から第4号で行う敬礼は、15度の敬礼とする。(写真3)



写真1



写真2



写真3

5 辞令等の受領又は提出の場合

第148条

室内で辞令、賞状及び書類等を受けるときは、授与者を離れることおおむね2メートルの位置で停止し敬礼を行なった後、受領しやすい位置に直ちに前進し、帽子を左わきにはさみ、右手でこれを受け、左手を添えてこれを見たのち、左手に収め、ついで帽子を右手に移しもとの位置に復してふたたび敬礼を行なった後、退去するものとする。

2 上司に書類等を提出するとき、左手から右手に移して行なうほか前項の規定に準じて行なう。

室内で辞令、賞状及び書類等（以下、「辞令等」という。）を受けるときは、授与者を離れること概ね2mの位置で15度の敬礼を行ったのち、直ちに前進し、受領しやすい位置（授与者の前方概ね1m）で停止する。(写真4から写真6)

辞令等の受領方法は、写真7から写真11のとおりとする。

辞令等の受領後は、直ちに右足から後退し、授与者を離れること概ね2mの位置で停止して15度の敬礼を行い退却する。(写真12)



写真4



写真5



写真6



写真7



写真8



写真9



写真10



写真11



写真12



写真13

上司に書類等を提出するときは、左手に持って入室し、写真13から写真16の行動をとるものとする。



写真14



写真15



写真16

室内・室外とは

(用語の意義)

第10条第9号

「室内」とは、居室、事務室、講堂、食堂及び休憩室等の内部をいい、「室外」とは、屋外、廊下、通路、車両内、屋内訓練場、望楼、機械置場、諸甲板及び短艇内等をいう。

第149条

室外で辞令、賞状及び書類等を受けるとき又は書類等を提出するときは、授与者からおおむね5メートルの位置で敬礼を行なうほか、前条の規定に準じて行なう。

室外で辞令等を受けるときは、授与者を離れること概ね5mの位置で挙手注目の敬礼を行ったのち、直ちに前進し、受領しやすい位置（授与者の前方概ね1m）で停止して受領する。

室外で辞令等を受ける場合、帽子は着用したままとする。

6 命令若しくは諭告の受領または陳述若しくは申告の場合

第150条

室内で、上司より命令若しくは諭告を受け又は上司に陳述若しくは申告を行なうときは、第147条の規定により敬礼を行なった後、状況により適宜前進し、命令若しくは諭告を受け又は陳述若しくは申告を行なつてもとの位置に復し、ふたたび敬礼を行なった後、退去するものとする。

第147条に準じた行動とする。

 7ページ

第151条

室外で、上司より命令若しくは諭告を受け又は上司に陳述若しくは申告を行なうときは、上司からおおむね5メートルの位置で敬礼を行なうほか、前条の規定に準じて行なう。

第150条に準じた行動とする。

7 訓授場、教養場等における場合

第152条

訓授場、教養場等に訓授者又は上司若しくは教養者（以下「訓授者等」という。）が来場したときは、在場中の最上級者又はあらかじめ定められた者が「気をつけ」又は「起立」の号令を下し、訓授者等が定位についたとき「敬礼」の号令で、一せいに15度の敬礼を行ない、「直れ」の号令でもとに復し、次に「整列一休め」、「休め」又は「着席」の号令をかける。

訓授者等が来場したとき、在場中の最上級者またはあらかじめ定められた者（以下、「最上級者等」という。）は、基本の姿勢（着席している場合は起立して）をとり、「気をつけ」（全員があらかじめ立っている場合）または「起立」（全員が着席している場合）の号令をかける。（写真17）



写真17



写真18



写真19



写真20

最上級者等が号令を下すごと、その他の在場者の動作は斉一となるように留意する。
訓授者等が定位についたのちの「直れ」等の号令は、訓授者等の答礼後に下すものとする。(写真20)

訓授または教養終了後における「整列一休め」、「休め」または「着席」の号令は、訓授者等が退場したのちに下すものとする。

8 訓授中又は教養中若しくは作業中の場合

第153条

室内で、訓授中又は教養中若しくは作業中上司が来場したとき、又は退場するときは、訓授者等のみが敬礼を行なう。

2 隊員は、着席中起立している訓授者等から話しかけられた場合は、起立して応答するものとする。

訓授または教養中、訓授者等よりも上級者が来場したときは、訓授者等のみが敬礼を行えばよいものとする。

休憩中においては、第144条第3号により対応することとする。📄 6ページ

第2款 着帽時の敬礼

1 敬礼の方式

第154条

着帽時の敬礼は、最敬礼、挙手注目敬礼又は姿勢を正す敬礼とする。

各個々の敬礼では、着帽時及び脱帽時の敬礼の定めがある。

この条文は、着帽時の敬礼の方式について定められたものである。

2 最敬礼

第154条の2

隊員のひつぎ等に対しては、最敬礼を行なう。

着帽時の最敬礼は、脱帽してから行うものとする。(写真21から写真27)



写真21

写真22

写真23

写真24

写真25

写真26

写真27

3 挙手注目の敬礼

第155条

挙手注目の敬礼は、次の各号に掲げるものについて行なう。ただし、右手を上げることができないとき又は正規の方法によりがたいときは、15度の敬礼を行なう。

- 一 国旗等に対するとき
- 二 第146条、第149条及び第151条の規定により敬礼を行なうとき
- 三 前各号に定めるもののほか、室外において挙手注目 of 敬礼を必要とするとき

歩行中の敬礼（第146条） [📖 7ページ](#)

室外で辞令等を受けるまたは書類等を提出するとき（第149条） [📖 10ページ](#)

室外で命令等を受けるまたは上司に申告等を行なうとき（第151条） [📖 11ページ](#)

4 姿勢を正す敬礼

第156条

姿勢を正す敬礼は、次の各号に掲げるものについて行なう。

- 一 国歌に対するとき
- 二 船艇又は車内において着席しているとき
- 三 前各号に定めるものの外、室外において姿勢を正す敬礼を必要とするとき

姿勢を正す敬礼は、基本の姿勢をとって行なう。（第143条第5号） [📖 4ページ](#)



挙手注目 of 敬礼



最敬礼



15度の敬礼

第3款 脱帽時の敬礼

1 敬礼の方式

第157条

脱帽時の敬礼は、最敬礼、十五度の敬礼及び姿勢を正す敬礼とする。

2 最敬礼、姿勢を正す敬礼、15度の敬礼

(最敬礼)

第158条

隊員のひつぎ等に対しては、最敬礼を行なう。

(姿勢を正す敬礼)

第159条

国歌、国旗等に対するとき、又は室内において上司に応答するときは、姿勢を正す敬礼を行なう。

(15度の敬礼)

第160条

前2条に定めるもののほか、脱帽している場合は、15度の敬礼を行なう。

POINT

- ※ 礼節を明らかにして、隊員の品位の向上を図るため、敬礼を励行すること
- ※ 隊員は上司に対して敬礼を行うこと
- ※ 同級者は誠実の念をもち相互に敬礼を行うこと
- ※ 国旗等に敬意を表するため敬礼を行うこと
- ※ 隊員の棺等に対し弔意を表するため敬礼を行うこと
- ※ 各敬礼動作を正しく身につけるとともに、用いる場面等についても理解しておくこと

第3節 部隊の敬礼

第1款 通則

1 部隊の敬礼

第161条

部隊は、その指揮者が第144条の規定により敬礼を行なうべき場合に敬礼を行なうものとする。

部隊の敬礼は、部隊の指揮者が第144条各号の定めより敬礼を行う場合に、部隊として敬礼を行うことが明記されている。 [📄 6ページ](#)

2 部隊の敬礼の方式

第162条

部隊の敬礼は、最敬礼、注目の敬礼、かしら右（左、中）の敬礼、姿勢を正す敬礼又は指揮者のみの敬礼とする。

2 部隊の敬礼は、指揮者のみの敬礼の場合を除き、指揮者の号令により行なう。

3 指揮者のみの敬礼は、挙手注目の敬礼、15度又は指揮じょうの敬礼を行なう。

この条文は、部隊の敬礼の方式について定めたものである。

指揮者の号令により行なう部隊の敬礼は、動作が斉一でなければならない。

第3項の「指揮じょう」とは、「指揮する人が手にもつ杖」をいう。



写真28（最敬礼）



写真29（かしら中の敬礼）

3 敬礼を行なう単位

第163条

部隊の敬礼は、独立する分隊、小隊又は中隊では各部隊ごとに、大隊では中隊ごとに行なう。ただし、二個大隊以上の部隊で停止間の場合は、大隊ごとに行なうものとする。

敬礼を行う部隊の単位について定めた条文である。
 小隊及び中隊における部隊の敬礼は、小隊ごと行う。
 大隊では、中隊ごと部隊の敬礼を行う。

4 個々の隊員に対する敬礼

第164条

個々の隊員に対する部隊の敬礼は、その指揮者より上司の者でなければ行なわない。

部隊が個人に対し敬礼を行うときは、その者が部隊の指揮者より上級でなければならぬ。

5 室内又は夜間の敬礼

第166条

部隊の敬礼は、室内又は夜間においては、特に必要がある場合のほか、行なわない。

室内では、部隊の隊形をとることが困難であるため、部隊の敬礼は行わないものとする。

また、夜間は敬礼すべき対象が識別できないため、部隊の敬礼は行わないものとする。

部隊の敬礼の方式

方式	着帽時（第176条～第178条）	脱帽時（第179条～第181条）
最敬礼	隊員の棺等に対するとき 指揮者の号令 「脱帽」→「最敬礼」→「直れ」→ 「着帽」	隊員の棺等に対するとき
注目の敬礼	・国旗等が掲揚、降納されるとき 指揮者の号令 「国旗に一注目」→「直れ」	
かしら中（右、左）の敬礼	・観閲、儀式等のとき ・通常点検 ・その他	
姿勢を正す敬礼	・国歌に対するとき ・その他	・国歌に対するとき ・国旗等が掲揚、降納されるとき
指揮者のみの敬礼	挙手注目の敬礼（行進中）	15度の敬礼を行う
指揮じょうの敬礼	指揮じょうを用いるとき	

第2款 停止間の敬礼

1 停止間の場合

第172条

停止間の部隊の敬礼は、まず隊列を正し、受礼者が部隊のおおむね7メートルにきたとき指揮者の号令により第143条第4号の敬礼を行ない、「直れ」の号令でもとに復する。

停止間の部隊が、移動中の上司に対する部隊の敬礼について定めた条文である。停止間の部隊の敬礼は、「かしら右（左、中）」の敬礼により行う。📖 5ページ

まず、指揮者は「隊列を正す」ため、「気をつけ」の号令を下す。そして、受礼者が部隊から概ね7mの位置にきたとき、「かしら右（左、中）」の号令を下して挙手注目の敬礼を行う。隊員は、号令により受礼者に注目する。受礼者が移動する場合は、目迎目送する。指揮者は、受礼者の移動に伴い、上体をまわし敬礼を行うが、45度を限度とする。

2 観閲の場合

第173条

観閲における部隊の敬礼は、観閲者が大（中）隊の先頭に近づいたとき、その大（中）隊長は、「気をつけ」の号令を下し、ついでおおむね7メートルに近づいたとき、「かしら一右」の号令を下し、中（小）隊長以上は挙手注目の敬礼を行ない、隊員は、これを目迎目送する。

2 観閲者がその大（中）隊をおおむね7メートル過ぎたとき「直れ」の号令を下し、ついで「整列一休め」の号令をかける。

3 大（中）隊横隊の観閲を行なう場合は、観閲者が各中（小）隊のおおむね7メートル前にきたとき、その中（小）隊長は「かしら一右」の号令を下し、小隊長以上は、挙手注目の敬礼を行ない、隊員は、これを目迎目送し、観閲者がその中（小）隊をおおむね七メートル過ぎたとき、「直れ」の号令をかける。ただし、この場合大（中）隊長は、号令をかけないものとする。

第1項及び第2項は、大（中）隊における観閲時の部隊の敬礼の要領を定めたものである。観閲者が部隊に近づいたとき、大（中）隊長は、隊列を正す号令を下して挙手注目の敬礼を行い、中（小隊長）は挙手注目の敬礼、隊員は観閲者に注目し、目迎目送する。特に、二個大隊以上の部隊の敬礼は、大隊長の号令により行うこととする。

第3項は、大（中）横隊の観閲を行う場合の要領が定められている。大隊横隊では、大隊長は号令を下すことなく、各中隊長が部隊の敬礼を行う。中隊横隊では、中隊長は号令を下すことなく、各小隊長が部隊の敬礼を行う。

3 音楽隊の場合

第175条

奏楽を行なっている音楽隊は、敬礼を行なわない。

停止間で奏楽を行っている音楽隊は、敬礼を行わないものとする。

第3款 着帽時の敬礼

(最敬礼)

第176条

隊員のひつぎ等に対しては、最敬礼を行う。

(注目の敬礼)

第176条の2

国旗等に対しては、注目の敬礼を行う。

(かしら右(左、中)の敬礼)

第177条

かしら右(左、中)の敬礼は、次の各号に掲げるものについて行なう。

- 一 観閲、儀式又は分列行進のとき
- 二 前号に定めるもののほか、室外においてかしら右(左、中)の敬礼を必要とするとき

(姿勢を正す敬礼)

第178条

姿勢を正す敬礼は、次の各号に掲げるものについて行なう。

- 一 国歌に対するとき
- 二 船艇又は車内において着席しているとき
- 三 前各号に定めるもののほか、室外において姿勢を正す敬礼を必要とするとき

最敬礼(第143条第2号)

かしら右(中、左)の敬礼、注目の敬礼(第143条第4号)

 [4ページ](#)

姿勢を正す敬礼(第143条第5号)

第4款 脱帽時の敬礼

1 敬礼の方式

第179条

部隊が脱帽している場合は、指揮者のみの敬礼を行なう。

2 最敬礼、姿勢を正す敬礼

(最敬礼)

第180条

前条の規定にかかわらず、隊員のひつぎ等に対しては、最敬礼を行なう。

(姿勢を正す敬礼)

第181条

国歌、国旗等に対しては、姿勢を正す敬礼を行なう。

第180条及び第181条については、指揮者の号令により行うこと。

POINT

- ※ 指揮者は、部隊の敬礼の方式を理解しておくとともに、状況等に適した部隊の敬礼を行うこと。
- ※ 隊員は、指揮者の号令により動作の斉一を図ること。

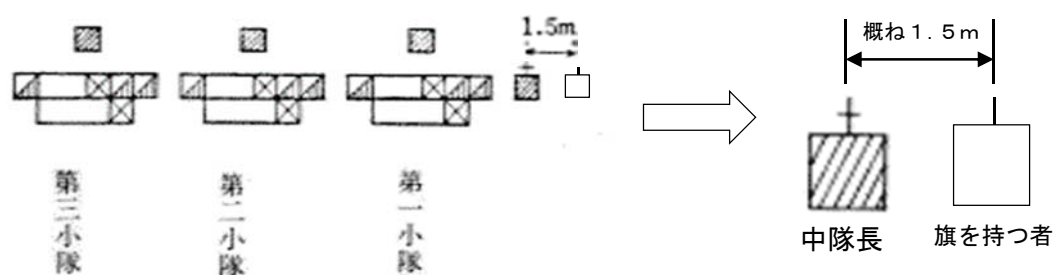
第4節 旗の敬礼

1 旗を持つ者の位置

第182条

隊の標識である旗を持つ者の位置は、大（中）隊横隊にあつては、大（中）隊長の右方おおむね1.5メートル大隊縦隊にあつては、大（中）隊長の後方おおむね1.5メートルとする。

中隊横隊における旗の位置



2 旗の持ち方

第183条

隊の標識である旗の持ち方は、特別の定めがないかぎり旗竿の下端を右ももにあて、右手をもつて旗竿を肩の高さの個所のにぎり、ひじを自然に少しまげ、旗の先端をわずかに前方に傾けるものとする。

第184条

隊の標識である旗の敬礼は、指揮者の号令により、旗を持つ者が旗竿の下端を右ももにあてたまま、右手を十分前にのぼしてこれを行なう。

2 隊の標識である旗を持つ者は、敬礼を行なわない。



写真30



写真31

条文では、旗竿止バンドを用いない旗の持ち方が示されている。
旗竿止バンドを使用した旗の持ち方は、写真30のとおりとする。

旗を持つ者は、指揮者の号令により、旗竿の下端を右大腿部にあてたまま、右手を十分にのばして、真っ直ぐ前方に旗竿を傾斜させる。(写真31)

第5節 その他

1 隊員の呼称

第185条

隊員は、すべて氏及び職名又は階級を併用して呼称する。ただし、都合により氏又は職名のみを呼称することができる。

例 ○○消防司令補、○○分団長

2 上司との同行・車両の乗降

第186条

上司と同行するときは、先導する場合その他特別の場合を除き、同行者1人のときは、左側または後方につき、2人以上のときは、その両側または後方につくものとする。

第187条

上司と車両に乗車するときは、特別の場合を除き、上司を先にし、降車するときは上司を後にするものとする。

上司と同行するときの要領について定められた条文である。

同行者が2人以上で、上司の両側につくときは、上位の同行者が上司の右側につくものとする。

3 表彰式等における特例

第190条

表彰式等において受賞者が複数の場合は、第148条及び第149条の規定にかかわらず、複数の者が一同に敬礼動作を行なうか、又は受賞者の代表者をあらかじめ指定して行なうことができる。

2 複数の者が一同に敬礼動作を行う場合は、受賞者の中央が授与者の正面に位置するよう、室内にあつてはおおむね2メートル、室外にあつてはおおむね5メートルのところに整列し、通常右翼に位置するものが指揮をとる。指揮者の「敬礼」の号令で一せいに、脱帽時にあつては15度の敬礼、着帽時にあつては挙手注目の敬礼を行い、「直れ」の号令でもとに復したのち、受賞者が各個に第148条第1項の規定に準じて受賞し、ふたたび指揮者の号令で一せいに敬礼を行つたのち、右（左）向きの要領で退去するものとする。

3 受賞者の代表をあらかじめ指定して行う場合は、受賞者全員が、前項の位置に整列し、受賞者の代表が指揮者となり、右翼に位置し、指揮者の号令で一せいに、脱帽時にあつては15度の敬礼、着帽時にあつてはかしら中の敬礼を行つたのち、代表者は第148条第1項の規定に準じて受賞し、ふたたび代表者が右翼に位置し、指揮者の号令で一せいに敬礼を行つたのち、右（左）向きの要領で退去するものとする。

室内における表彰



写真 3 2



写真 3 3



写真 3 4



写真 3 5



写真 3 6

室外における表彰



写真 3 7



写真 3 8



写真 3 9



写真 4 0



写真 4 1



写真 4 2



写真 4 3



写真 4 4

室外における表彰（第190条第3項）



写真 4 5



写真 4 6



写真47



写真48

POINT

- ※ 上司に同行とする場合は、礼節をわきまえ、定められた要領に基づき対応すること
- ※ 表彰式等における特例の内容を十分に理解し、適切な行動がとれるようにすること

第4章 儀式

第1節 通則

1 儀式

第191条

儀式は、観閲式、表彰式、祝賀式、葬送式、出初式、入校式及び卒業式等とする。

儀式の種類について定めた条文である。

2 儀式の執行

第192条

儀式は、2以上の儀式をあわせて執行することができる。

2 儀式は、通常、国旗のもとで執行するものとする。



卒業式

第2節 観閲式

1 観閲式を行なう場合

第193条

観閲式は、次の各号に掲げるものについて行なう。

- 一 市町村長、消防長又は消防団長が就任後初めて部隊等を公式に視察するとき
- 二 表彰式、祝賀式、出初式を行なう場合であつて、当該儀式の執行者が特に必要であると認めたとき
- 三 前各号に掲げるもののほか、市町村長、消防長又は消防団長が特に必要であると認めたとき

2 観閲式の隊形

第194条

観閲式の隊形は、第19図のとおりとし、車両その他の機械のある場合は一列横隊とし、隊員の後方に先端をそろえて配列し、車両その他の機械のない場合は大(中)隊横隊とする。

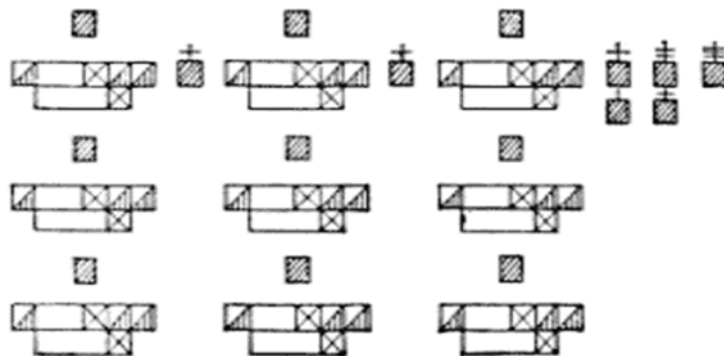
2 人員、機械器具の多少又は土地の状況によつて前項の隊形によりがたいときは、適宜その隊形を変更することができる。

第19図 観閲の隊形

(1) 機械器具のある場合



(2) 機械器具のない場合



観閲式の隊形について定めた条文である。

機械器具がある場合の隊形は、図19(1)のとおり、機械器具の先端が部隊の後方概ね5m離れた位置に揃うように1列横隊に配列する。



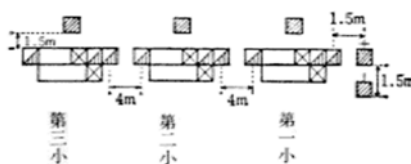
機械器具のない場合の隊形は、図19(2)のとおり、大(中)隊横隊とする。

(中隊横隊)

第69条

中隊横隊は、横隊の小隊を横につらねた隊形で、第3図のとおりとする。

第3図 中隊横隊

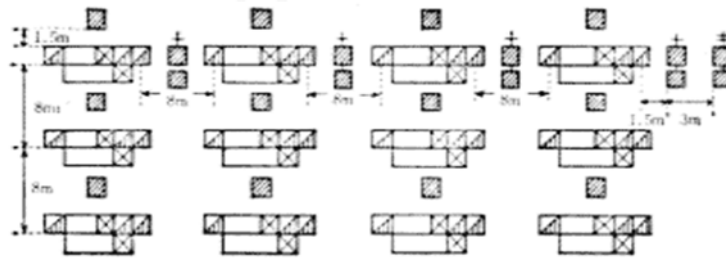


(大隊横隊)

第100条第1項

大隊横隊は、中隊縦隊を横に併列した隊形で、主として点検に用い、第8図のとおりとする。

第8図 大隊横隊



3 観閲者の臨場及び退場・観閲における部隊の敬礼

(観閲者の臨場及び退場)

第195条

観閲者が臨場したときは、指揮者は、「気をつけ」の号令を下し、観閲者が定位についたときは、第172条及び第173条の規定による敬礼を行ない、ついで前進して、人員及び機械器具その他必要事項を報告し、終わって「整列一休め」の号令を下した後、観閲者を誘導し、又はこれに随行する。

2 観閲者が退場するときは、前項に準じて敬礼を行なう。

(観閲における部隊の敬礼)

第196条

観閲における部隊の敬礼は、第173条の規定により行なう。

観閲者に対する敬礼について定めたものである。

停止間の場合 (第172条)、観閲の場合 (第173条) [🔗 17ページ](#)

観閲者への報告

観閲者への報告は、第151条(室外における申告の場合)の規定によるものとする。

指揮者は、部隊の敬礼が終わったら、直ちに半ば左に向きを変えて足を引きつけたのち前進し、観閲者の前方概ね5mの位置で右向け停止して、挙手注目の敬礼を行い、人員及び機械器具その他必要事項を報告する。

第151条(室外における申告の場合) [🔗 11ページ](#)

4 その他の儀式

第203条

表彰式、祝賀式、出初式、葬送式、入校式及び卒業式等の儀式は、当該儀式の執行者の定めるところによる。

観閲式は、第2節（第193条から第202条）において定められているが、それ以外の儀式については、執行者の判断に任されている。

消防訓練礼式

礼式 編

平成27年12月22日発行 初版

発行者 山梨県消防学校

〒409-3834

山梨県中央市今福1029番地1

055-273-4078

撮影協力者 平成24年度初任教育（第55期）学生

平成27年度初任総合教育（第1期）学生

平成27年度消防職員専科教育警防科訓練生

本書の消防職団員の教育訓練以外での使用、本文、画像の全部及び一部の複写、転写はお断りします。これらの許諾については、山梨県消防学校教務スタッフまでご照会ください。